

令和5年度 処遇改善計画、特定処遇改善計画及びベースアップ等支援計画について

令和5年4月1日
社会福祉法人 陽風園

(1) 賃金改善計画

・介護職員処遇改善加算Ⅰ（介護保険事業所）

介護職員処遇改善加算の見込額	135,420,468円
賃金改善実施期間	令和5年4月～令和6年3月
賃金改善方法	定期昇給（月例給）の実施

・介護職員等特定処遇改善加算（介護保険事業所）

特定加算の見込額	42,615,960円
賃金改善実施期間	令和5年4月～令和6年3月
賃金改善方法	A 経験・技能のある介護職員 月額20,000円の処遇改善手当支給
	B 他の介護職員 月額10,000円の処遇改善手当支給
	C その他の職種 月額3,000円の処遇改善手当支給

・介護職員等ベースアップ等支援加算（介護保険事業所）

ベースアップ等支援加算の見込額	25,936,344円
賃金改善実施期間	令和5年4月～令和6年3月
賃金改善方法	直接介護業務等に従事する介護員及び支援員 月額8,000円の介護職員等ベースアップ等支援手当支給

・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ（障害福祉サービス等事業所）

福祉・介護職員処遇改善加算の見込額	45,370,668円
賃金改善実施期間	令和5年4月～令和6年3月
賃金改善方法	定期昇給（月例給）の実施

・福祉・介護職員等特定処遇改善加算（障害福祉サービス等事業所）

特定加算の見込額	11,956,800円
賃金改善実施期間	令和5年4月～令和6年3月
賃金改善方法	A 経験・技能のある介護職員 月額20,000円の処遇改善手当支給
	B 他の介護職員 月額10,000円の処遇改善手当支給
	C その他の職種 月額3,000円の処遇改善手当支給

・介護職員等ベースアップ等支援加算（障害福祉サービス等事業所）

ベースアップ等支援加算の見込額	11,075,784円
賃金改善実施期間	令和5年4月～令和6年3月
賃金改善方法	障害者支援施設において、直接介護業務等に従事する支援員 月額10,000円の介護職員等ベースアップ等支援手当支給

(2) キャリアパス要件

要件Ⅰ

- イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること。
- ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。
 - ・諸規定一覧を整備、常時の閲覧ができる。

要件Ⅱ

- イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び①及び②に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - ① 資質向上の為の計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。
 - ② 資格取得のための支援を実施する。
- ロ イについて、全ての介護職員に周知している。
 - ・毎年度、陽風園キャリアパス研修計画等を作成、階層に応じた研修を実施している。
 - ・新規採用職員等にOJTを実施し技術指導を行っている。
 - ・資格取得に係る支援制度を整備、経済支援や時間的支援を行っている。

要件Ⅲ

- イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - ① 経験に応じて昇給する仕組み。
 - ② 資格等に応じて昇給する仕組み。
 - ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み。
- ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。
 - ・陽風園給与規程により定めている。

(3) 職場環境等要件

- ・入職促進に向けた取組（2項目）
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援（3項目）
- ・両立支援・多様な働き方の推進（4項目）
- ・腰痛を含む心身の健康管理（3項目）
- ・生産性向上のための業務改善の取組（2項目）
- ・やりがい・働きがいの醸成（3項目）

(4) 見える化要件

陽風園ホームページへ掲載